

# 利活用促進部会 利活用ワーキンググループ設置要綱

## （目的）

第1条 次世代 IP ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）の利活用促進部会は、フォーラムの規約第3条に掲げる事業を具体化するため、利活用促進部会設置要綱に基づき、利活用ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。

## （構成）

第2条 WGは、参加を希望する利活用促進部会の参加者で構成する。

2 利活用促進部会が必要と認める場合は、利活用促進部会の参加者以外の者のWGへの参加を求めることができる。

## （開催）

第3条 WGは、リーダーが招集する。

2 WGは、必要に応じて随時開催する。

3 WGは、必要に応じて書面又はEメールによる開催とすることができる。

## （経費の負担）

第4条 WG及びSWGにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第12条第1項及び部会設置要綱第7条に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する参加者から実費を徴収する。

## （細則）

第5条 この設置要綱に定めるもののほか、WGの運営上必要な事項は、WGで定める。

附則 この設置要綱は、平成20年7月23日から施行する。